

県の加入しない一部事務組合等の設置等の許可の基準及び標準処理期間について

地方自治法（以下、「法」という。）第 250 条の 2 第 1 項及び同条の 3 第 1 項の規定に基づき、一部事務組合等の設置等の許可の基準及び標準処理期間を次のとおり定めます。

許可の内容	許可の基準	標準処理期間
1 組合の設置の許可 (1) 一部事務組合の設置の許可 (法第 284 条第 2 項)	次に掲げる事由のいずれかに該当すると認める場合を除き、許可を行うものとする。 ① 法に定められた手続により申請されていないこと。 ② 規約の内容が違法であること。 ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、共同処理することが著しく不適當であると認められる事務を処理するものであること。	30 日
(2) 広域連合の設置の許可 (法第 284 条第 3 項)	次に掲げる事由のいずれかに該当すると認める場合を除き、許可を行うものとする。 ① 法に定められた手続により申請されていないこと。 ② 規約の内容が違法であること。 ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、広域にわたり処理することが著しく不適當であると認められる事務を処理するものであること。	30 日
2 組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可 (1) 一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可 (法第 286 条第 1 項) (2) 広域連合を組織する地方公共団体の数の増減の許可 (法第 291 条の 3 第 1 項)	次に掲げる事由のいずれかに該当すると認める場合を除き、許可を行うものとする。 ① 法に定められた手続により申請されていないこと。 ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、組合を組織する地方公共団体の数を増減することが著しく不適當であると認められること。	30 日
3 組合が処理する事務の変更の許可 (1) 一部事務組合が共同処理する事務の変更の許可 (法第 286 条第 1 項) (2) 広域連合が処理する事務の変更の許可 (法第 291 条の 3 第 1 項)	次に掲げる事由のいずれかに該当すると認める場合を除き、許可を行うものとする。 ① 法に定められた手続により申請されていないこと。 ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、処理する事務の変更が著しく不適當であると認められること。	30 日
4 組合の規約の変更の許可 (1) 一部事務組合の規約の変更の許可 (法第 286 条第 1 項) (2) 広域連合の規約の変更の許可 (法第 291 条の 3 第 1 項)	次に掲げる事由のいずれかに該当すると認める場合を除き、許可を行うものとする。 ① 法に定められた手続により申請されていないこと。 ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適當であると認められること。	30 日

<p>5 広域連合の解散の許可 (1) 広域連合の解散の許可 (法第 291 条の 10 第 1 項)</p>	<p>次に掲げる事由のいずれかに該当すると認める場合を除き、許可を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">① 法に定められた手続により申請されていないこと。② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、組合の解散が著しく不相当であると認められること。	<p>30 日</p>
--	--	-------------